

第4章 基本方策の取組方針

1 知的財産を大切にすることの意識の醸成

知的財産を大切にすることの意識の醸成を図るため、知的財産の重要性を県民や中小企業等に普及啓発するとともに、知的財産に関する人材の育成を図っていく。

(1) 知的財産に関する普及啓発の推進

① 県民に対する普及啓発の推進

県民に知的財産の重要性について理解を深めてもらうため、知的財産権制度に関する説明会や広く県民を対象とした発明くふう展等を開催するとともに、ホームページ等の県の広報媒体を活用し普及啓発に取り組む。

- ・ 知的財産権制度説明会（初心者向け）の開催（（一社）県発明協会）
- ・ 児童・生徒を含む広く県民を対象とした発明くふう展の開催（（一社）県発明協会）

② 中小企業等に対する普及啓発の推進

中小企業等に知的財産の重要性について理解を深めてもらうとともに知的財産の創造や活用等を促進するため、経済産業省九州経済産業局や（独法）日本貿易振興機構（JETRO）、日本弁理士会等と連携を図りながら普及啓発に取り組む。

- ・ 知的財産権に関するセミナー・相談会の開催（（公社）県工業倶楽部、知財総合支援窓口、（公財）かごしま産業支援センター、よろず支援拠点、経済産業省九州経済産業局、（独法）日本貿易振興機構（JETRO）、日本弁理士会）
- ・ 知的財産活用推進員の企業訪問や知財情報のメール配信等による知的財産制度等の普及啓発（県産業立地課）
- ・ ホームページ等の県の広報媒体を活用した情報提供（県産業立地課）

(2) 人材の育成

① 中小企業等における人材の育成支援

知的財産に関する専門知識を有し、知的財産権に関する取組の体制整備や契約等も行える人材の育成を支援する。

- ・ 知的財産活用推進員の企業訪問による助言・指導（県産業立地課）
- ・ 知的財産人材の育成研修の実施（（独法）工業所有権情報・研修館（INPIT）※）
- ・ 中小企業等の技術者育成、技術力向上を図るため、公設試験研究機関による技術相談・技術指導、研修生受け入れ、研究会活動等を実施（県工業技術センター、県農業開発総合センター、県水産技術開発センター、県森林技術総合センター）
- ・ 農産物の加工等に関する相談対応、施設の開放による製品開発の支援、各種研修会の等の開催（県大隅加工技術研究センター）

※ 独立行政法人工業所有権情報・研修館：知的財産に関する総合支援機関として、公報閲覧事業、審査審判資料の提供事業、知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務、研修事業、人材育成事業等に関する業務を行う機関。



企業の技術者等への技術研修
(工業技術センター)



周年菊の現地検討会(農業開発
総合センター)

② 大学等における知的財産教育の促進

- ・ 学部生, 大学院生を対象とした知的財産関連講義の実施(国立大学法人鹿児島大学)
- ・ 知財関連講義のWEBによる公開授業化を実施(国立大学法人鹿児島大学)
- ・ 学内教職員向け知的財産セミナーの実施(国立大学法人鹿屋体育大学)
- ・ 修士学生を対象に知的財産保護の内容を扱う科目の受講を義務づけ(国立大学法人鹿屋体育大学)
- ・ 本科学生を対象に知的財産関連講義の実施(鹿児島工業高等専門学校)

③ 子どもが創意・工夫に親しむ環境づくりの推進

- ・ 県立高校における「知的財産教育セミナー」の開催(県高校教育課)
- ・ 県立専門高校における知的財産権の取得を目指したものづくり学習の実施(県高校教育課)
- ・ 児童・生徒を対象にした「発明くふう展」の開催((一社)県発明協会)
- ・ 小学生を対象にした「鹿児島県少年少女発明クラブ」を運営((一社)県発明協会)

2 知的財産の創造, 保護, 活用のサイクルの確立による産業競争力の強化

(1) 知的財産の創造

① 中小企業等における研究開発の促進

ア 先行技術調査等の実施の支援

中小企業等が, 既存の知的財産権との重複を避け, 効率的に新たな研究開発を行うことができるよう, (独法)工業所有権情報・研修館の特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)^{*}の産業財産権検索や, 農林水産省のホームページの種苗法に基づく育成者権検索の積極的活用を, 研修会や県の広報媒体等を通じて啓発する。

- ・ 特許情報から得られる技術や企業情報分析結果(特許情報分析)の提供((独法)工業所有権情報・研修館)

イ 技術・研究開発の支援

- ・ 新技術・新製品開発に要する経費の助成を実施(県新産業創出室)
- ・ 革新的な新技術・新製品の研究開発等の助成を実施((公財)かごしま産業支援センター)

^{*}特許情報プラットフォーム:日本国内のみならず欧米等も含む世界の特許, 実用新案, 意匠, 商標の公報等及び関連情報が検索できるウェブサイト。

ウ 工業デザインの育成・支援

市場のグローバル化が進展する中、技術的に成熟し、製品の差別化が困難な分野においては、デザインを戦略的に活用し、商品の高付加価値化、ブランドの構築・維持を図ることが求められているため、県内企業のデザイン開発力及び製造技術の向上を図るために、技術相談・支援、調査を行う。（県工業技術センター）

<県工業技術センターによる支援事例>

<p>新しい薩摩焼デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者ニーズを合った商品の上絵柄を検討 ●上絵付けにレース柄を提案し商品展開された <p>インバウンドや首都圏主婦層をターゲットに洋食器の上絵柄を伝統的な手描きの技法で表現</p>  <p>伝統的な薩摩焼 白薩摩の花皿</p> <p>製作 / ■ 溪山窯南州工房</p>	<p>奄美の伝統文様の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●奄美の針突（はづき）文様などを図形化 ●奄美大島の企業に商品展開を提案、指導  <p>製品化事例 / ■ ALOALO yellow ■ 川畑呉服店</p> <p>アクセサリー ストラップ</p>
---	--

エ 中小企業支援機関の連携の強化

県内中小企業の知的財産活用支援の高度化を図ることを目的として、国や県、知財総合支援窓口、（公財）かごしま産業支援センター、よろず支援拠点、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、（独法）日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター（JETRO鹿児島）、日本弁理士会九州会等が一堂に会し支援計画や事業の進捗状況等について情報交換を行うことで連携を強化し、ユーザー視点に立った支援を行う。（知財総合支援窓口）

② 知財総合支援窓口でのワンストップサービスの提供

企業等の知財相談支援として、知財総合支援窓口を設置して、窓口支援担当者が企業等の知財に関する課題等を一元的に受け入れ、様々な専門家や支援機関等と連携しながら解決を図る、ワンストップサービスを提供していく。

ご相談の流れ

連絡先：099-295-0270（予約制）

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
 <p>まずはお電話ください！</p> <p>相談を希望される方は、あらかじめお電話をお願いします。</p>	 <p>窓口担当者がご相談にお答えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での支援 ・状況に応じた訪問支援 	 <p>必要に応じて知財専門家が支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家相談会での支援 ・訪問支援（相談者様が中小企業等の場合のみ） ・中小企業支援機関と連携した支援 	 <p>フォローアップ支援を行います。</p> <p>ご相談後も新たな知財ニーズの発生や知財経営のステップアップに向けたフォローアップ支援を行います。</p>

出典：知財総合支援窓口ホームページ

③ 産学官連携による共同研究等の推進

ア 大学等における共同研究等の促進

- ・ 大学，企業等を中心とした研究開発ワーキンググループの支援（県新産業創出室）
- ・ 大学の研究シーズと地域や企業ニーズとのマッチング（鹿児島大学産学・地域共創センター）
- ・ 大学の研究成果（特許等）の企業等への技術移転の推進（(株)鹿児島TLO）

イ 県試験研究機関における研究等の推進

（工業分野）

県工業技術センターにおいては，県内中小企業等の技術開発・技術力向上を支援する「技術的拠りどころ」として，企業や市場ニーズを踏まえた実用化・産業化に直結する研究（自主研究，企業との共同研究）を進めていく。

（農業分野）

県農業開発総合センターにおいては，農業経営の規模拡大に対応した水稻，野菜，花き等の品種育成・「鹿児島黒牛，かごしま黒豚，黒さつま鶏」等の種畜造成や栽培・飼養技術の研究など，生産力や担い手の経営力を強化するための技術開発に取り組む。

また，ロボット技術やICT，IoT，AI等を活用したスマート農業技術の開発，県産農畜産物の特性を生かした食品加工技術の開発など農畜産物の高付加価値化のための研究，サツマイモ基腐病など新たな病害虫や気候変動への対応など持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究に取り組む。

農業者が発見した優良系統等については，品種特性調査の支援等を行う。

県大隅加工技術研究センターにおいては，高付加価値化のための加工・流通技術の開発等に取り組むとともに，企業との共同研究を中心に加工事業者等への施設の開放を通じて，食品関連企業のニーズに対応した技術開発に取り組んでいく。



第11回全国和牛能力共進会で
かねほなかつ
1席の「金華勝」号



＜茶ロボット中切り機＞

農業開発総合センター等開発特許技術搭載

（林業分野）

県森林技術総合センターにおいては，県の基本的施策や森林所有者等からのニーズに対応して，持続的な森林経営を支える技術開発，スギ・ヒノキなどの充実した林産資源の利用を促進する技術開発，安全快適な緑環境を保全する技術開発に取り組んでいく。

（水産業分野）

県水産技術開発センターにおいては，養殖用種苗や放流用種苗の生産・量産技

術の開発，養殖技術の開発，藻場造成技術の開発のほか水産加工品の開発や適切な資源管理の推進等に取り組んでいく。

④ 職務発明制度^{※1}の整備・充実

ア 中小企業における職務発明規程の整備・充実の促進

職務発明に関する規程を有しない中小企業が多いことから，職務発明制度（平成 27 年特許法改正）を周知・広報し，中小企業における同規程の整備・充実を促進していく。

イ 県の職務発明規程の充実

県においては，職務発明の取扱いについて「鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程」に定めており，県の試験研究機関の研究員の発明（特許等）に対する意識の高揚を図っている。

表 14 県職員の職務発明に係る補償金支払い実績（令和 3 年 3 月末）

所属名	登録補償金		実施補償金	
	人数（人）	支払額（円）	人数（人）	支払額（円）
工業技術センター	5	100,000	13	433,100
農業開発総合センター	5	35,000	65	923,223
大隅加工技術研究センター	3	20,000	—	—

- ・登録補償金：県が特許権を取得したときは，当該発明者に対して権利 1 年につき 20,000 円以内の登録補償金を支払う。（規程第 8 条）
- ・実施補償金：県が取得した特許を受ける権利又は特許権の運用若しくは処分により収入を得たときは，当該発明者に対し，毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの収入に応じ補償金を支払う。（規程第 9 条）

(2) 知的財産の保護

① 知的財産の権利化の支援

特許取得等による知的財産の権利化を支援するため，特許庁が実施している特許取得等に係る支援制度について，県の広報媒体や研修会等を通じて周知を図り，積極的な活用を促進する。

- ・中小企業の特許料等の減免制度（特許庁）
- ・中小企業等を対象とした早期審査・早期審理制度（特許庁）
- ・特許料や手数料等の銀行振込による予納（現金納付）^{※2}の開始（R3.10.1～）（特許庁）
- ・審理・審判における面接のオンライン環境の整備（特許庁）

② 知財総合支援窓口による出願手続支援等

知財総合支援窓口に寄せられる専門性の高い相談については，弁理士など専門家の活用を図り，各支援機関と連携を図る。企業等が権利取得を希望する場合は，既

^{※1} 職務発明制度：従業者が職務上行った発明に関する権利の取扱いについて定めることで，従業者と使用者との間の利益の調整を図るもの。特許法第 35 条に規定されている。

^{※2} 予納制度：特許料や手数料の納付方法の一つとして出願人（利用者）が，特許庁に対して一定の金額をあらかじめ納めておくことにより，都度の手続にかかる料金納付に充てることを可能とする制度。これまでは，特許印紙による納付しかできなかったが，新たに銀行振り込みによる現金納付が可能となった。

存の公知技術や類似技術の権利化の状況など調査支援を行い、産業財産権に係る出願や登録などの手続き方法についても説明するとともに、手続方法や、操作方法等を含め電子出願の支援も行う。

***ご存じですか？**

弁理士又は弁護士以外の者が、報酬を得て産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）に関する出願代理業務等を行うことは法律で禁止されています。（弁理士法第 75 条及び 76 条）

【弁理士検索サイト「弁理士ナビ」】

県内をはじめ、全国の特許事務所や弁理士を、相談内容、専門分野、地域別に検索できる。 <https://www.benrishi-navi.com/>

③ 知的財産の侵害対策の推進

関係機関と連携しながら、農産物の育成者権侵害対策や家畜の遺伝資源保護に取り組む。

ア DNA を活用した品種識別技術の開発

無断栽培など育成者権の侵害に対応するため、DNA を活用した品種識別技術の開発と周知に取り組んでいく。（県農業開発総合センター）

イ 品種保護対策官^{※1}との連携

（独法）種苗管理センターに設置されている「品種保護対策官」（通称：品種保護Gメン）と次について連携していく。

- (ア) 相談の受付と対抗措置等の手続きに関する助言
- (イ) 品種類似性試験に係る支援（対象品種等の提供）
- (ウ) 権利侵害対策情報の収集と提供等

ウ 「農産物知的財産権保護ネットワーク^{※2}」の活用・連携

平成 15(2003)年 5 月に関係都道府県及び団体等で設立され本県が加入している「農産物知的財産権保護ネットワーク」を活用し、これと連携しながら、
①育成品種リスト等の作成・公開、②輸入された違法農産物に関する情報収集、
③国内外で無断栽培された農産物に関する情報収集等を行う。（県経営技術課）

エ 家畜の遺伝資源の保護

家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護や流通の適正化については、令和 2(2020)年 10 月に改正された「家畜改良増殖法」及び新たに制定された「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、家畜人工授精用精液・受精卵の流通に関する規制の強化や不正な経緯のある取得、使用、譲渡等を防止することとしており、これらについて家畜人工授精師等に対する指導を行うこととしている。

^{※1} 品種保護対策官：育成者権侵害に対する相談などに応じる窓口として、平成 17 年から（独法）種苗管理センターに設置されている。通称「品種保護Gメン」。

^{※2} 農産物知的財産権保護ネットワーク：平成 15 年に福岡県の呼びかけで設立された。海外に流出した「違法農産物」の輸入阻止や、国内における「無断栽培」の防止を図り、農産物の知的財産権を保護することを目的に、各都道府県、団体間の情報交換を行う組織。

④ 海外における知的財産の保護に関する情報提供等

(独法)日本貿易振興機構(JETRO)と連携しながら、海外の模倣品^{※1}・海賊版^{※2}や我が国で開発された農産物の海外における栽培状況等の情報提供に努める。

また、海外の模倣品対策や外国出願に要する費用の助成や、海外の模倣品・海賊版に関するセミナー・相談会の実施、海外知財訴訟保険事業^{※3}に関する情報提供などを通じて、海外展開を図る企業等の海外における知的財産の保護に関する取り組みを支援する。

- ・海外での模倣品対策に要する費用の助成((独法)日本貿易振興機構(JETRO))
- ・外国出願に要する費用の助成((公財)かごしま産業支援センター)

税関で輸入を差し止めた知的財産侵害物品の例



インクカートリッジ(特許権)



キーホルダー(商標権)



財布(意匠権)

出典：財務省ホームページ(令和3年9月10日報道発表)

表 15 外国出願に要する費用助成件数

年 度	支援件数(件)	助成総額
平成29年度	特許2件, 商標3件	2,559千円
平成30年度	特許4件, 商標4件	4,463千円
令和元年度	特許4件, 商標3件	4,135千円
令和2年度	特許4件, 商標5件	2,898千円
令和3年度	意匠1件, 商標10件	1,915千円

<活用事例>

- ・欧州, スイス, イギリスでの自社製品の商標出願(酒造会社)
- ・台湾での自社製品の商標出願(酒造会社)

⑤ 紛争対策

知的財産に係る係争や訴訟などに中小企業等が適切に対応できるよう、「日本知的財産仲裁センター(日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR(裁判外の紛争解決手段)機関)」や「弁護士知

※1 模倣品:産業財産権(特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権)を侵害する物品のこと。模倣品は, 輸入できないことが法律で定められており, これに反して輸入が行われた場合には, 物品の没収などの措置が講じられる。

※2 海賊版:コンテンツを中心とした著作権などの権利を無視して製造された違法, 非合法的な製品のこと。

※3 海外知財訴訟保険事業:中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合に対応するための特許庁の事業。中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛け金を補助する。

財ネット（全国各地で知的財産権に関連する業務に対応できる弁護士のネットワークを作り、相互に業務の支援や情報交換をする体制を構築するため設立）」の情報提供等に努める。

また、特許庁の中小企業海外侵害対策支援事業^{※1}について周知を図る。

(3) 知的財産の活用

① 中小企業等における知的財産活用の促進

ア 知的財産活用のポテンシャルの高い企業に対する、知的財産経営の実践・定着を目指したハンズオン支援の実施（特許庁）

イ 知的財産を活用した起業や新分野展開等に対する支援（融資）

特許等の知的財産や独自の技術により、起業や新分野展開を行う中小企業者等に、国の支援制度や金融機関の融資制度等に関して、県ホームページ等で情報提供を行う。

・新事業チャレンジ資金（県中小企業支援課）

（トライアル発注製品販路開拓支援制度^{※2}による販路開拓の支援）

中小企業等が開発した新規性・独創性のある優れた技術・製品特性を有する製品等を、県の機関が試験的に発注するとともに、県外での展示会等への参加を促進し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する。（県産業立地課）

（（公財）かごしま産業支援センターによる総合的支援）

同センターにおいて、創造性・新規性のある技術やアイデアを基に起業や新分野展開を目指す中小企業者等を技術面、資金面、経営面から総合的に支援する。

（大学発ベンチャーの創出促進）

起業可能な研究の発掘と推進、研究成果の権利化、人材育成の取組、事業化への支援等を通じ大学発ベンチャーの創出促進に努める。

（農商工等連携の推進）

中小企業者と農林漁業者が相互に連携し、本県の良質で豊富な農林水産物を活用した新たな商品やサービスの開発等に取り組む農商工等連携を促進する。

ウ 特許等の活用推進

知財総合支援窓口や産業立地課に設置している「知的財産活用推進員」等において、中小企業等の技術シーズ、ニーズの把握やマッチング等を行うことにより、

^{※1} 中小企業海外侵害対策支援事業：海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発、税関差止申請、模倣品が販売されているウェブページの削除を実施し、その費用の一部を助成。

^{※2} トライアル発注製品販路開拓支援制度：県内に本社・本店を有する中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を図る制度。

特許等の活用を推進する。県が保有する特許の実施許諾や開放特許※等についても、積極的に情報提供等に努め活用を促進する。休眠化している特許については実施許諾する対象企業や条件等について検討し、活用を促進する。

エ 県試験研究機関の研究成果の活用推進

(工業分野)

県工業技術センターの研究成果については、実施許諾を踏まえ積極的に特許の取得を行い、中小企業等へ技術移転するなど活用していく。

知的財産活用推進員による工業技術センターの保有特許等と企業ニーズのマッチングにより、工業技術センターの技術移転の強化を促進する。

(農業分野)

県農業開発総合センターの研究成果については、必要に応じて速やかな権利化に努め、地域振興局・支庁農政普及課等と連携して普及を図る。

県大隅加工技術研究センターの研究成果については、必要に応じて特許等の取得を行い、食品関連企業への普及を図る。

(林業分野)

県森林技術総合センターの研究成果については、知的財産化により本県の林業・木材産業の育成、振興に寄与すると考えられるものについては、権利化した上で普及を図っていく。

(水産業分野)

県水産技術開発センターの研究成果については、本県水産業の振興につながるものについては、権利化した上で普及を図る。

オ 金融機関による知的財産の普及啓発及び知的財産を切り口とした企業支援等

県内企業等に対して、知的財産の必要性について普及啓発を行うとともに、関係団体との連携による経営課題（ニーズ）等に対する支援や、知的財産を切り口とした企業支援に努める。

- ・海外知財戦略セミナーの開催（県内金融機関）
- ・認定コーディネーター制度（鹿児島大学・県内金融機関）
- ・特許庁の知財金融事業による知財ビジネス評価書を活用した企業支援（県内金融機関）

② 地域ブランド化の推進

農畜産物については、多様な消費者ニーズに対応し、安心・安全で品質のよい農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を引き続き積極的に推進する。

木材については、認証かごしま材の生産工場間の連携を強化し、安定供給体制の整備や検査基準の徹底遵守により品質確保を図る。

特用林産物については、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」を積

※ 開放特許：ライセンス許諾を受けることが可能な特許、または特許権者から譲り受けることが可能な特許のこと。

極的に活用する。

水産物については、「かごしまのさかな」として認定された養殖のブリ、カンパチ等の特定魚種のブランド化を図り、販路開拓や輸出促進など生産者や業界が行う取組を積極的に支援する。

国や県の指定を受けた伝統的工芸品^{※1}については、物産展等でPRを行うほか、地域ブランドのより適切な保護等が図られる「地理的表示保護（GI）制度」（図 30、表 16、17）や「地域団体商標制度」（表 18～20）を有効に活用しながら、ブランド化を図っていく。

焼酎については、平成 17 年度に地理的表示に関し産地指定を受けた「薩摩」（表 17）のPRに努め、ブランド化を図っていく。

農林水産物・食品等の地域ブランド化の推進に当たっては、地域で伝統的に生産され、生産地の特性と製品の特性に結びつきのある地域産品の名称を知的財産として保護する「地理的表示保護制度」（表 16）等の活用を図っていく。

また、伝統製法や県産原材料等を活用した加工食品については、「ふるさと認証食品^{※2}」（図 29）としての認証促進を図っていく。

これらの推進に当たっては、地域団体商標制度等（表 18～20）の活用も図っていく。



図 28 「鹿児島県伝統工芸品」マーク



図 29 「ふるさと認証食品」Eマーク



図 30 地理的表示（GI）マーク

表 16 本県の地理的表示（GI）登録産品（特定農林水産物等）

	産地名	主な産地	申請者	申請日	登録日
1	鹿児島の壺造り黒酢	霧島市	鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会	H27. 6. 1	H27. 12. 22
2	桜島小みかん	鹿児島市	鹿児島みらい農業協同組合	H28. 11. 24	H29. 11. 10
3	辺塚だいだい	肝付町，南大隅町	鹿児島きもつき農業協同組合	H29. 8. 16	H29. 12. 15
4	鹿児島黒牛	鹿児島県内	鹿児島県肉用牛振興協議会	H29. 8. 21	H29. 12. 15
5	えらぶゆり	和泊町，知名町	沖永良部花き専門農業協同組合 あまみ農業協同組合	R元. 8. 19	R2. 11. 18
6	種子島安納いも	西之表市，中種子町，南種子町	一般社団法人安納いもブランド推進本部	R元. 9. 13	R4. 3. 2

令和 4 年 3 月 2 日現在

※1 伝統的工芸品：昔ながらの伝統的な技術と材料で作られる、日常生活の中で使い続けられてきた工芸品のこと。鹿児島県には、経済産業大臣の指定を受けた「国指定伝統的工芸品」が 3 つ（本場大島紬、川辺仏壇、薩摩焼）あり、県が指定する伝統的工芸品が 32 品目（薩摩切り子や竹製品、錫製品など）ある。「鹿児島県伝統工芸品」マークは、県指定の伝統工芸品であることを表している。

※2 ふるさと認証食品：県産材料の良さを生かし、地域の文化や伝統技術にこだわって製造された食品であって、「品質」、「表示」に関する一定の基準を満たしたものを認証する制度。認証された食品は、その証として「Eマーク」を表示している

表 17 本県の地理的表示（G I）登録産品（酒類）

酒類	指定産地名	産地の地域	指定時期
単式蒸留しょうちゆう	薩摩	鹿児島県 (奄美市及び大島郡を除く。)	H17.12.22

令和4年3月2日現在

表 18 地域団体商標の状況

状況	出願件数	登録件数
全国の地域団体商標の状況	1,297件	720件
九州の地域団体商標の状況	197件	111件
本県の地域団体商標の状況	28件	18件

令和4年1月31日現在

表 19 地域団体商標 九州各県出願数

県名	九州順位	全国順位	出願	合計
沖縄	1	5	46	197
福岡	2	12	34	
鹿児島	3	17	28	
熊本	4	20	22	
長崎	5	22	20	
宮崎	6	24	19	
大分	7	33	16	
佐賀	8	41	12	

令和4年1月31日現在

表 20 本県の地域団体商標の状況

	商標	出願人	出願年月	処理状況
1	本場奄美大島紬	本場奄美大島紬協同組合	H18.4	登録
2	鹿児島黒牛	鹿児島県経済農業協同組合連合会	H18.4	登録
3	知覧紅	南さつま農業協同組合	H18.4	登録
4	かごしま知覧茶	南さつま農業協同組合	H18.4	登録
5	知覧茶	南さつま農業協同組合	H18.4	登録
6	本場大島紬	本場大島紬織物協同組合	H18.4	登録
7	薩摩焼	鹿児島県陶業協同組合	H18.4	登録
8	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合	H18.8	登録
9	かけろまきび酢	あまみ農業協同組合	H18.8	登録
10	奄美黒糖焼酎	奄美大島酒造協同組合	H19.10	登録
11	桜島小みかん	鹿児島みらい農業協同組合	H20.3	登録
12	枕崎鯉節	枕崎水産加工業協同組合	H21.11	登録
13	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合	H22.5	登録
14	赤鷄さつま	赤鷄農業協同組合	H22.8	登録
15	霧島茶	あいら農業協同組合	H27.12	登録
16	指宿鯉節	山川水産加工業協同組合	H30.6	登録
17	指宿温泉	指宿商工会議所	H31.3	登録
18	指宿砂むし温泉	指宿商工会議所	H31.3	登録

令和4年1月31日現在